

会員規約

第1条（適用範囲）

静岡ブルーレヴズ株式会社(以下、「当社」という)は、当社が様々な特典を提供する会員組織制度である「CLUB REVS」(以下、「本会」という)を運営いたします。この規約(以下、「本規約」という)は、本会について、第4条に定める会員(以下、「会員」という)と当社との間の権利義務関係を規定することを目的とし、会員と当社との対象サービスの利用・商品の購入に関わる基本的な事項を定めるものです。

第2条（本規約の内容及びサービスの変更）

1. 当社は、法令の改正、社会情勢や当社の事業上の変化その他の事情により、その内容を変更する必要がある場合には、本規約及び本会のサービスの内容を、随時変更することができるものとします。ただし、法令上、会員の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で会員の同意を得るものとします。

2. 本規約及び本サービス内容の変更等に関する当社から会員への通知は、当社が別途定める場合を除き、当社の公式ファンクラブサイト上で公表する方法により行います。当該通知は、当社が当該事項を公式ファンクラブサイト上に掲示した時点より、受領されたものとします。

3. 本規約の変更は、遡及的には適用されません。会員は、変更後の規約に同意できない場合は、当社が定める退会の手続きを経て本サービスの利用を中止してください。

第3条（本サービスの停止等）

当社は、本サービスに係るコンピューター、システムの点検又は保守作業を緊急に行う場合その他当社が停止又は中断が必要と判断した場合には、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。

第4条（定義）

本規約において使用される用語は、下記のとおり定義されます。

- 1) 「会員」とは、本会への入会申込みをして当社より入会を認められた個人のお客様を意味するものです。
- 2) 「無料会員」とは無料の会員資格者を意味するものです。

3) 「有料会員」とは有料の会員資格者であり、「プラチナ」、「ゴールド」、「レギュラー」、「ライト」、「キッズ」の5種類の会員資格を意味するものです。

4) 「会員証」とは当社が会員に対して発行し、会員を証するものとなります。会員証はオンライン上で全会員へ発行するデジタル会員証と、「プラチナ」、「ゴールド」の会員特典であるカード型会員証の2種類となります。

第5条（入会）

1. 無料会員となることを希望する入会申込者については、本規約にご承諾の上、当社所定の方法により入会の申し込みをし、当社が審査の上で入会を承諾した場合に、無料会員となります。有料会員となることを希望する入会申込者については、本規約にご承諾の上、当社所定の方法により、入会の申し込み及び当社所定の年会費の支払いをし、当社が審査の上で入会を承諾した場合に、有料会員となります。

2. 会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に拘束されることに同意しているものとみなされます。

3. 入会申込者が次の事項のいずれかに該当する場合、本会に入会することができません。

1) 入会申込時の記載事項に虚偽、誤記、記入漏れ等がある場合

2) 入会申込者が実在しない場合

3) 入会申込者が法人、団体等である場合

4) 入会申込者の承諾なくして他人が申込んだ場合

5) 入会申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合

6) 入会申込者による入会申込の目的が、いわゆるダフ屋行為(入場券等の不当な売買行為)又はショバ屋行為(座席等の不当な占拠行為)である、若しくは入会申込者がいわゆるダフ屋行為又はショバ屋行為の常習者であると当社が認める場合

7) 入会申込者がいわゆる暴力団組員、構成員や関係者であると当社が認める場合

8) 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合

9) 本会の年会費の決済方法として、入会申込者が指定したクレジットカード又はコンビニ支払い等、入会申込者が指定した決済手段が無効である場合

10) 入会申込をした時点で当社との間で何らかの支払いを怠っている場合又は過去に支払いを怠ったことがある場合

- 11) 入会申込者の住所地(当社からの送付物の送付先)が日本国外である場合
- 12) 本規約又は利用規約等に違反する場合
- 13) その他、会員として不適当であると当社が認める場合

第6条（会費等）

1. 有料会員の会費は、有料会員の種別に応じて別途定めるものとします。なお、納入された年会費は、返金に応じることはいたしません。
2. 会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は、別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。
3. 会員は、前項に定める会費等を当社の定める方法により支払うものとします。
4. 前各項の会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員の負担とします。
5. 会員は、本規約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、年率 14.6%（年 365 日換算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第7条（会員特典）

1. 会員は、当社が指定した各種特典(以下、「会員特典」という)を受けることができるものとします。
2. 会員特典はいかなる形でも第三者へ売却、譲渡若しくは金品と交換し、又は特典上の地位を譲渡することを禁止します。また、会員特典の内容は、当社は任意に変更できるものとします。

第8条（会員資格の有効期間）

1. 有料会員の会員資格は、第5条第1項の規定により入会を認められた時点から次に到来する8月31日までの間とします。ただし、第10条に記載する通り、有料会員の会員資格は、自動継続される可能性があります。

2. 無料会員の会員資格は、本規約により会員資格が終了する場合を除き、有効期間はありません。

第9条（会員資格の終了）

1. 会員の会員資格は、以下の事由のいずれかに該当する場合、終了するものとします。

1) 当社所定の手続きを行い、本会を退会した場合

2) 特典の不正利用、本規約又はその手続きへの違反、虚偽の通知、もしくはその他当社との信頼関係を著しく損なう行為等を行ったことにより、当社が会員資格を取り消した場合

3) 会員が死亡した場合

4) 第5条3項に該当する事情が生じた場合

2. 会員資格及びこれに基づいて会員に付与されるあらゆる特典は、会員の一身専属のものとし、相続されないものとします。

第10条（会員資格の自動継続）

1. 有料会員は、当社が別途指定する期日までに所定の自動継続にかかる入会の停止手続きをとらない限り、次年度の年会費の決済が完了した時点をもって、前年度と同様の条件により、有料会員の資格が次年度も継続されます（それ以降も同様とします）。ただし、年会費の支払方法としてクレジットカードを設定されていない会員の方、又はキッズ会員の方は自動継続の入会の対象とはなりません。この場合、有料会員資格を継続するためには、当社が別途指定する期日までに所定の入会手続きを行っていただく必要があります。

2. 有料会員の会員種別は前年度と同じ会員種別が引き継がれます。ただし、当社が指定する期日までに、会員が申請することにより会員種別を変更することができます。なお、前年度から制度変更がある場合は別の種別となります。

3. 有料会員は、会員資格の自動継続を希望しない場合、会員専用ページにて登録内容を変更することができます。当社が指定する期日までに、マイページにて「希望しない」を選択ください。また、マイページより変更できない方は、静岡ブルーレヴズ チケット・ファンクラブ事務局に、連絡いただく必要があります。なお、有料会員は、会員資格が終了すると無料会員に自動的に移行いたします。

4. 前第1項の規定に関わらず、次の場合には、自動継続入会できない場合があります。

1) 決済処理(弊社側作業)までにクレジットカードの有効期限が切れている場合やご利用不可の場合

2) 第5条3項に該当する事情が存在する場合

第11条（会員の責任）

1. 会員は、本サービスに関して自己の責任において利用するものとします。

2. 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 当社以外の第三者が提供する、本会に関連したサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、当社はいかなる責任をも負わないものとします。

第12条（会員たる地位の譲渡等の禁止）

会員は、会員としての地位又は本規約に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に対して、譲渡、承継若しくは使用を許諾し、又は担保に供する等の行為を行うことができません。

第13条（秘密保持）

会員は、本サービスに関連して当社が会員に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

第14条（営業活動の禁止）

会員は、本会及び本会より提供をうけるサービス、商品、特典等を利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないものとします。

第15条（その他の禁止事項）

1. 会員は、本サービスの利用に関連して、次の行為を行わないものとします。
 - 1) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
 - 2) 第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
 - 3) 第三者になりすまして本会に入会する行為
 - 4) 他の会員になりすましてサービスを利用する行為
 - 5) 会員証、ID、パスワード、入会特典等を第三者に貸与、譲渡、担保設定する行為
 - 6) 当社又は第三者を誹謗中傷する行為
 - 7) 当社又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれがある行為
 - 8) 本会の運営を妨げるような行為
 - 9) 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為
 - 10) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

2. 当社は、会員が前項の規定その他本規約に違反すると判断した場合、会員に対し事前の通知をすることなく、いつでも本サービスの提供を中止し、又は本会から退会させることができます。

第16条（当社プライバシーポリシー）

当社は、会員の個人情報を、当社のプライバシーポリシー（<https://www.shizuoka-bluezevs.com/privacypolicy/>）に沿って取扱います。

第17条（業務の委託）

1. 当社は、本会に関する業務の一部を会員の承諾なしに、第三者に委託することができます。
2. 当社は、前項による業務委託先に対して必要な範囲で会員の個人情報を提供することがあります。

第18条（本会の終了）

当社は、3か月前に会員に事前の通知を行うことにより、本会を終了することができます。

第19条（ダイレクトメール送付等の権利）

当社は会員に対し、第5条に定める入会手続後よりダイレクトメール、eメール等でのキャンペーン資料、及びその他の宣伝用資料を送る権利を有します。会員は、当社への申し出によりこれらの送付を停止することができます。

第20条（免責事項）

以下の各号に規定する事由により事務局及び当社の業務が停止した場合、当社はその責を負わないものとします。

- 1) 天災や疫病等の不可抗力の場合
- 2) 通信事業者、電気供給事業者、配送業者その他当社又は事務局の委託先の責に帰すべき事由がある場合
- 3) ソフトウェア・ハードウェア等の不具合等事務局や当社が直接外部から認識しえない事情がある場合
- 4) システムの整備・点検の場合
- 5) その他やむを得ない事情がある場合

第21条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は当社に対して、以下のとおり表明し、確約します。

1) 現在、又は今までに反社会的勢力に自らが該当しないこと、且つ将来に亘っても該当しないこと。

2) 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係にある者(以下「反社会的勢力等」といいます。)と、現在又は過去を問わず、以下のいずれにも該当しないこと、且つ将来に亘っても該当しないこと。

① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係

② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係

③ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力等の維持、運営の協力し、又は関与している関係

④ 不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力等を利用していると認められる関係

⑤ その他反社会的勢力等との間で社会的に非難されるべき関係

2. 会員は当社に対して、会員自ら又は第三者を利用して以下のいずれの行為も行わないことを確約します。

1) 暴力的な要求行為又は営業行為

2) 法的な責任を超えた不当な要求行為又は営業行為

3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方及び相手方と提携する第三者の信用を棄損し、業務を妨害する行為

5) 反社会的勢力等に自己の名義を利用させる行為

6) 詐術行為

7) その他上記各号に準ずる行為

3. 会員が、前第1項又は前項のいずれかに違反するときは、当社は何らかの通知催告を要せず、本サービスの提供を中止し、又は本会から退会させることができます。

4. 前項に基づく本会からの退会手続は、当社による会員に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

5. 前第 3 項に基づき本サービスの提供を中止し、又は本会から退会させた場合、会員はこれらにより生じる損害について、当社に対し、一切の請求を行わないものとします。

第 2 2 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が消費者契約法その他の法令等により無効又は失効不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 2 3 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 2 4 条（合意管轄裁判所）

当社及び会員は、当社と会員との間で本規約、本会及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、静岡地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 2 5 条（問合わせ先）

本規約に関するお問合せ等は、次の宛先までお願いします。

静岡ブルーレヴズ チケット・ファンクラブ事務局

電話:050-3354-0315

問合せフォーム:<https://service.shizuoka-blurevs.com/s/sbr/form/inquiry>

附則

本規約は、2025 年 8 月 1 日から施行します。

戻る